

細江まさとの経歴

1946年(昭和21年)10月6日生

略歴

彦幼、城西小、西中、彦根東高13回卒
昭和45年京都産業大学経済学部卒業
あなたの本棚 天晨堂 前代表取締役
滋賀教科図書販売株式会社 取締役



団体役員

彦根青年クラブ石垣など青年団活動から社団法人彦根青年
会議所役員を経て、現彦根ロータリークラブ会員

公職

【元職】

彦根幼稚園・城西小学校・西中学校・彦根西高等学校PTA会長
彦根東高等学校 学校評議員
中小企業大学校 登録講師
滋賀県書店商業組合 副理事長

【現職】

彦根商業開発協同組合(ビバシティ専門店街) 理事長
彦根市議会議員(2008年度議会改革特別委員会副委員長)
彦根市景観審議会委員

細江まさと後援会より

細江まさと後援会は、未来の彦根のお役にたてる
議員として細江正人という人物を厳しく見守り、育
ててゆくことが本来の使命かと存じます。

細江正人がそういった資質を持ち合わせており、
必ず活躍してくれると信じて、私、武田は後援会会長
を引き受け、保証できる議員として皆さまに入会を
お薦めしております。

本会は、細江正人の議員活動が思いきってできる
ようバックアップするという使命もありますが、皆
様のお気持ちやご信頼、ご期待に反しておりましたら、
叱咤激励していただくためでもあります。

まじめに考える人ほど、政治に期待することが少
なくなった時代に、一人の市会議員の力など微々た
るものではありませんが、私たちは心より細江正人に
期待しております。

後援会ご入会がまだの方がいらっしゃいましたら、
ぜひご登録いただきますよう、よろしく願い申し
上げます。

細江まさと後援会 会長 武田 拓夫

〒522-0064 彦根市本町二丁目2番44号
(株)天晨堂内 tel.0749-24-2112・fax.0749-24-2114

後援会入会について

入会に関しては、専用の申し込みハガキ
をご利用いただければ幸いです。
郵送させていただきますので、TEL.または
FAXにて、入会の旨お知らせください。

TEL.0749-24-2112
FAX.0749-24-2114



「地域における歴史的風致の維持及び向上に
関する法律」、通称「歴史まちづくり法」は、市町村が作成
した「歴史的風致維持向上のための計画」を国が認定
することで、計画に基づく法律上の特例や各種事業
により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。
彦根市は、本年、金沢市、高山市、萩市、亀山市と共
に、歴史的風致の維持及び向上計画の認定都市とな
りました。特別史跡「彦根城跡」を中心に彦根城下町
を重点区域とし、彦根に息づく旧城下町の伝統的な
たたずまいや人々の活動を後世にまで永く守り育
てるため、歴史的建造物である武家屋敷長屋門や代
表的な町家の保存修理などの事業が位置づけられて
います。
(http://www.city.hikone.shiga.jp/keikaku.htm)

「歴史まちづくり法」の認定都市として、歴史的風
致の維持向上に努めると共に、これを機会に、藩政時
代より永く築かれていた、持続可能な資源循環型社
会についてや雇用創出可能な市民運動について、そ
して更に「集客都市としてのわたしたちの町の未来
を判断していかなければならないと考えています。
「歴史まちづくり法」の認定都市とは、「地域におけるその
固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活
動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺
の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街
地の環境」のことです。歴史的建造物と共にあるわた
したちの暮らしそのものを指しています。ハードの
整備だけでなく、わたしたちの生き方そのものも問
われているように私には思えてくるのです(中面・議
会質問参照)。

わたしたちの町……



More Better News Letter no.8

細江 まさと

彦根市議会議員

www.hosoemasato.jp

思うことなど……

バラク・オバマという人物が民主主義の理想を熱く語り、アメ
リカ大統領となった。各メディアはその就任演説を大きく報道し、
選挙戦(キャンペーン)はアナリストたちにより分析され、勝利
の要因を伝え、既に周知となった。

「CHANG」「HOPE」「YES,WE CAN.」は、自ら考えた3つのフレー
ズで、アメリカのイメージを一新したのである。

多くの報道の中で、ひとつ気になったことがある。「インフォ
テインメント」という言葉である。「インフォメーション」と「エン
ターテインメント」を合わせた造語だ。「インフォメーション」
をするだけでは伝わらない故に、「エンターテインメント」の要
素を加えて伝えようというものだ。ノンフィクションという小
説のジャンルにも、「エンターテインメント・ノンフィクション」
があるように、人々を解りやすく楽しませることが、より多くの
共感と指示を得るということになる。

私自身は、エンターテインメントとは無縁の人間で、全くもっ
て苦手なのだが、これからの彦根にとって、特に、消費が冷える
不況下において、「インフォテインメント」は大切なキーワード
だと切実に感じている。

話は少し逸れるが、今、世界経済は崩壊の危機にあり、彦根に
おいても効果的な経済対策や雇用対策が必要となっている。過去、
江戸時代には、饑饉普請(ききんふしん)という言葉があった。饑
饉に見舞われた時に、わざわざ普請をするのだ。雇用し、手伝い
に來た者にも食事を振る舞ったそうだ。現代で言うと、企業の社
会的貢献であり、NPOによる雇用の確保に似ている。しかし、大
企業は国際競争力確保のために派遣切りを行い、NPOもまた雇用
を生み出すほど成熟しているものは少ないのが現状である。

昨年、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」
「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する
法律」が国会で承認され、国の補助が可能になった。通称「歴史ま
ちづくり法」と「観光圏法」である。日本中が集客都市を目指して
動き始めている。本年、彦根市は、金沢市、高山市、萩市、亀山市と
共に、歴史的風致の維持及び向上計画の認定都市となった。観光
圏法により、彦根も二泊三日以上の滞在型観光を目指していく
ことになる。観光により経済を活性化と雇用の確保を促すチャ
ンスである。

その時、最も重要なポイントは何か！

彦根が、どのような「インフォテインメント」ができるかどうか
にかかっている。デジタルメディアを駆使して指示を得た、オバ
マ大統領に学ぶべき、ひとつではないだろうか。

細江正人

平成20年(2008)3月・6月・9月・12月定例会

細江まさと 議会質問記録ダイジェスト

質疑応答の全文は彦根市議会会議録HPをご覧ください。
http://kaigiroku.city.hikone.shiga.jp/

平成 20 年 3 月定例会

- 3 月本会議は所属会派「新政ひこね」を代表しての代表質問でした。
- ① 平成20年度予算案について
 - ② 彦根城の世界遺産登録について
 - ③ 道州制、市町合併、広域行政について
 - ④ 彦根市総合発展計画後期基本計画環境保全・資源循環型社会の構築について
 - ⑤ 中山間地農業ならびに山間小規模集落支援振興策について
 - ⑥ 次世代育成事業について
 - ⑦ 幼保一元化の幼児園構想について
 - ⑧ 中学校給食の実施について
 - ⑨ 彦根市立病院の現状について

平成 20 年 6 月定例会

6 月定例会では第 169 国会で成立した「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法)と、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(観光圏法)の二法に関して本市の取り組みを質問しました(抜粋要約)。

- ① 足輕組屋敷などの文化財的建造物の面的保存のあり方について
- ② 歴史的景観区域内の住民の利便性・安全性について
- ③ 地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律(歴史まちづくり法)について
- ④ 歴史まちづくり法の担当部局について
- ⑤ 歴史まちづくり計画と世界遺産登録について
- ⑥ 都市計画による道路拡幅と歴史まちづくり事業との整合性
- ⑦ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律、いわゆる観光圏法の活用について
- ⑧ この目的を達成するために行政の積極的な指導について
- ⑨ この法律の事業のスキームについて

以下、歴史的景観区域内の住民の利便性・安全性についての質問答弁要旨です。

■歴史的景観区域内の住民の利便性・安全性の確保の面から、まちづくりのあり方について

(答・抜粋要約)

歴史的な景観区域は、近世に市街地が形成されたことから、道路が狭く、低層の家屋が密集するなど、車を中心とした現代の生活環境には適応しにくい状況となっております。一方では、静かで落ち着いた風情のあるたたずまいが地域住民の誇りにもなっております。

この相反する市街地の環境を住民や地域にとってより良好なものにしていくことは、本市の課題であると認識いたしております。

このようなまちづくりの課題を行政主導型で進めることは困難であり、都市計画法や建築基準法の主旨の説明およびさまざまな整備の手法を提案することなどが行政の役割と考えております。これからのまちづくりへの方向性の決定は、住民の皆様で行っていただくべきものであり、さまざまな議論を通じて良好な環境が実現できるものと考えております。

建築基準法が施行される以前から、建物が建ち並んでいる、幅員が1.8メートル以上4メートル未満の道路につきましては、建築基準法の規定により、増改築の際には道路の中心から2メートル後退しなければなりません。

しかしながら、地域の歴史文化を継承し、路地や細街路の美しいたたずまいの保全、再生を図る等の理由から、道幅が2.7メートルであっても一定の建築制限を加えることで建築を認めていく制度があり、京都市東山区祇園町や東京中央区月島で行われた事例がございます。

このような手法のほかにも、地区計画制度を活用することによって、歴史的景観を生かしながら安全なまちづくりを行うことも可能であります。

このように、現状の道幅の状態で歴史的景観を保存するためには、地域住民の合意形成が必要不可欠でありますので、地域住民の合意形成が整いましたら、細街路でのまちづくりが可能と考えております。

緊急車両の通行等に支障となる狭隘な道路を拡幅整備するには、土地の買収や家屋移転等を必要とするため、財政厳しい折から非常に難しい状況でございます。このことから、狭隘道路の拡幅整備につきましては、行政側から関連する法制度の説明や全国の実事例等の紹介を通じまして、住民自らが考え、自分たちの生活道路の安全確保について行政に提案していただけるよう働きかけていきたいと考えております。

平成 20 年 9 月定例会

9 月定例会では彦根市財政の健全化に向けて、平成 19 年度経営改革の主な取り組み結果の公表からその進捗状況と組織・職員定数の見直しについて、また 6 月に続き歴史まちづくり法、そして、総務省の新たな定住自立圏構想について質問しました。以下、定住自立圏構想についての質問答弁要旨です。

■定住自立圏構想への取り組みについて

(答・抜粋要約)

定住自立圏構想は、地域間連携の仕組みのもとで、地域成長力の強化、地域生活基盤確保などにつぎまして、地方の創意工夫を活かした自主的な取り組みを政府一体となって支援するとの考え方が示されております。

定住自立圏構想は、今後、地方と都市圏の格差がますます拡大していくとの予想をもとに、地方が抱えるさまざまな課題を踏まえ、分権型社会にふさわしい社会空間の形成やライフステージに応じた多様な選択肢の提供などを指すものでございます。

また、定住自立圏構想では、人口が5万人以上であることなど、一定の基準を満たす市が中心となり、中心市とその都市機能が及んでいる周辺町で圏域を形成し、圏域が共同で取り組む内容について協定を結んでまちづくりを進め、国がこれを支援する仕組みと考えております。

国が示しています例では、商店街、総合病院などの圏域全体に必要な都市機能は中心市で整備し、周辺町には農林漁業など生産の場、健康、スポーツ環境、青少年交流関係の機能を整備するなど、集約とネットワークの考え方にに基づき、中心市の機能と周辺に確保されるべき機能が有機的に連携することとされております。

こうした取り組みを支援するために、国としまして、交付税や地方債などの財政措置、都道府県の権限委譲、各種の補助制度の適用などを行う考えがあるように聞き及んでおります。

彦根市は国が示しました人口要件を満たしております。また、近接する甲良町、多賀町、豊郷町、愛荘町は一つの圏域としてまとまりやすいことから、定住自立圏構想に取り組むことにより、連携し

平成 20 年 12 月定例会

■平成20年12月議会に彦根市では初めての委員会議案として提案し、共産党を除く全員賛成で次の改選(平成23年4月)から定数24と決まりました。

彦根市議会議員の定数について、私は平成 19 年 6 月定例会で発言し議論を投げかけました。

「彦根市議会議員の定数は、平成 8 年 3 月に30から28に改められ、現在に至っているが、昨今の社会情勢や情報化社会の進展などから、私は、もっと減らすべきだと考えている。

議員定数は、市が条例で決めるが、上限は地方自治法で人口規模に比例して定められており、彦根の場合は34。本市と同規模で産業構造も似た30市の調査結果によると、定数が最も少ないのは大東市で17、人口約12.9万人、あと20、20と続く。議員一人あたり人口が最も少ないのは最多定数34の伊勢市で3,928人、前述の大東市では7,568人、本市は3,965人となる。

現在彦根市では、議員定数については議会改革特別委員会を設置し、議論を行っているところだが、可能な限り早期に決すべきだと私は考えている。

議員として、思想信条の自由を尊重しながら、市政については是々非々を貫けるよう活動が続けてまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。」

このことに端を発し、平成 19 年 9 月定例会には議会改革特別委員会を設置することができ、以降この特別委員会で調査研究し、討議を重ねて一定の結論に収束することができました。以下 12 月本会議賛成討論要旨です。

私は、市民から議員の数が多すぎるのではないかという声をよく耳にしました。このことは先の改選で立候補者が少なかったことも、そう思われる要因の一つかもしれませんが、実は、根底には彦根市の実質公債費比率県下最悪になるなど、財政危機の重大さ

たまちづくりを推進することができるものと考えております。

彦根市から、この構想に取り組むことにつぎまして4町の町長に呼びかけましたところ、賛同が得られておりますので、国に先行の実施団体として選定いただけるよう手を挙げたところでございます。

全国各地で開催されました説明会での説明や別途、総務省に確認いたしましたところ、現時点では、国は先行の実施団体と協議、検討を重ねながら、制度の具体的内容を決めていくとされております。

なお、取り組みたい事業といたしましては、例として、市立病院を核とした医療体制の整備とか、図書館等公共施設の整備、エコロジー社会の創出、農産品にかかります地産地消、職員の人事交流、交通インフラ整備などが考えられるところでございますが、今後、国と協議、検討を進めまして、平成21年度中に合意できたものを関係市町で協定を締結していくことになると考えております。

地方の問題は国にとって重点的に取り組まなければならない喫緊の課題とされておりまして、今回、総務省は県を通さず、手を挙げた先行市町村と直接協議するとしてきております。1市4町の連携を密にしまして、幾つかの事業が取り組めるよう要望もしてまいりたいと考えております。

を感じ、市民が行政のスリム化を願うなかで、市民には最も身近でわかりやすい市議会議員の定数が取り沙汰されるのだと、私は分析します。

市議会において、使用料や保育料など度々の値上げを可決・承認する中で、これ以上住民に負担を強いるのはいけなしいし、行政サービスが低下することなく財政改革の成果を出すには、組織の見直しをして職員定数の削減なくしてはあり得ないと考えております。行政の職員定数の見直しを進めるためにも、議会はまず率先垂範して、一定のスリム化を図る必要があると考えております。

議会の議員定数は平成 15 年の法改正から、各議会において条例で決めることとなりましたが、人口に比例した定数の、法による上限はこの法改正と同時に4ないし2減じた数で規定され、その時点でも減数の方向に向いております。

産業構造と人口規模において彦根市と似通った、都市類型Ⅲ－2の他市30市と比較する中で、議員一人あたりの可住面積については多いところも少ないところもバラバラで、一定の方向を読み取ることはできません。また昨今の生活の行動範囲やIT革命と言われる情報伝達の変化などにより面積の問題は解決できると考えられます。

一方、議員一人あたり人口は、最も少ないのが人口13万3,500人余の伊勢市で、議員一人あたり3,928人、議員定数は34、最も多いのが人口12万8,600人余の大東市、議員一人あたり7,569人、議員定数は17でした。彦根市の議員一人あたり人口は定数34の伊勢市と同じ程度の3,965人でしたが、今回提案の24で算出しますと4,626人となり、少し平均に近づきます。

私は公の立場からは議員定数は少ない方がよいと考えておりますが、急に激減することは現状の否定にもつながりかねません。議会改革特別委員会で議論を尽くしてその意見を収束し、一本化して委員会提案がなされたことは大変意義深く喜ばしいことであると思っております。議員皆様の賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。